

社会福祉法人 神戸真生塾 評議員報酬規程

(趣 旨)

第1条 この規定は社会福祉法人神戸真生塾（以下法人という）の定款第9条の規定に基づき、評議員の報酬及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものである。

(報 酬)

第2条 評議員が、その職務のため、評議員会に出席したとき、又は、評議員会出席以外で職務を行ったときには、報酬として日額11,137円を支給する。

(費用弁償)

第3条 評議員が、その職務のため、評議員会に出席したとき、又は、評議員会出席以外で職務を行ったときには、別に定める旅費規程に基づき、旅費を支給する。

(報酬等の支給方法)

第4条 報酬等は通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

2 報酬等は、法令に定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(公 表)

第5条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改 廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附 則

この規定は、平成29年 6月17日から施行する。

この規定は、令和 4年 4月 1日から施行する。

社会福祉法人 神戸真生塾 役員報酬規程

(趣 旨)

第1条 この規定は社会福祉法人神戸真生塾（以下法人という）の定款第23条の規定に基づき、役員等の報酬及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものである。

(役員等)

第2条 この規程において、役員等とは、理事及び監事をいう。

(報 酬)

第3条 役員等が、その職務のため、役員会に出席したとき、又は、役員会出席以外で職務を行ったときには、報酬として月額11,137円を支給する。ただし、職員を兼務する役員は支給しない。

(費用弁償)

第4条 役員等が、その職務のため、役員会に出席したとき、又は、役員会出席以外で職務を行ったときには、別に定める旅費規程に基づき、旅費を支給する。

(報酬等の支給方法)

第5条 報酬等は通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

2 報酬等は、法令に定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(公 表)

第6条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改 廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補 則)

第8条 この規程に実施に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定めるものとする。

附 則

この規程は、平成29年 6月17日から施行する。

この規定は、令和 4年 4月 1日から施行する。